

交渉（全労働宮崎支部）概要（平成 29 年 11 月 1 日）

厚生労働省宮崎労働局長（当局）は、平成 29 年 11 月 1 日（水）、全労働宮崎支部執行委員長（全労働）と職員の労働条件の改善にかかる交渉を行った。

この交渉の概要は以下の通りである。

【全労働】

- 1 賃金の改善等について
公務員給与については、精緻な官民給与水準の把握に努めるとともに職員の生活と労働の実態に相応しい水準に改善していただきたい。
- 2 労働行政体制の拡充について
行政運営に必要な定員を十全に確保していただきたい。
- 3 健康・安全の確保について
心の病気に対する実効ある「メンタルヘルス対策」を推進していただきたい。
- 4 高齢期雇用・定年延長について
雇用と年金の接続をはかる観点から、定年年齢を 65 歳とするとともに、本人の希望に沿った多様な働き方を確保していただきたい。
- 5 非常勤職員の労働条件改善について
非常勤職員の雇用の安定と均等待遇を図るため、諸規定を整備していただくようお願いしたい。

【当局】

- 1 賃金の改善等について
賃金は労働条件の基本であり、職員の生活に及ぼす影響が大きいものと認識している。公務員が安心して誇りをもって職務に精励できるよう、関係機関に働きかけていきたい。
- 2 労働行政体制の拡充について
行政ニーズに応じた必要な定員の確保を関係機関に働きかけていきたい。

3 健康・安全の確保について

専門家によるカウンセリングを実施するなど、今後も職員の健康と安全に対処して参りたい。

4 高齢期雇用・定年延長について

高齢層職員の生活に影響することから関係機関に働きかけていきたい。

5 非常勤職員の労働条件改善について

定員状況が厳しい現状の中、相談員等非常勤職員は、職員と一体となって業務を支えるなど重要な存在となっている。労働条件の改善に努めていきたい。

以上